

重要事項説明書（情報公表システム取込様式）

Ver 1.0

記入年月日	2023 年 7 月 4 日
記入者名	鶴若 義樹
所属・職名	ヘルスケア事業部 マネージャー
取込種別	
被災確認事業所番号	

1 事業主体概要

種類	2 法人	
	※法人の場合、その種類	5 営利法人
名称	かぶしきがいしゃへいあん (ふりがな)	
	株式会社へいあん	
法人番号	法人番号有無	1 有
	法人番号	6021001037288
主たる事務所の所在地	〒 254 - 0053	
	神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号	
連絡先	電話番号	0463 - 35 - 6578
	FAX番号	0463 - 34 - 1713
	メールアドレス	@
	ホームページ有無	1 有
	ホームページアドレス	"https:// heian-hc. jp/homecare/
代表者	氏名	相馬 秀行
	職名	代表取締役社長
設立年月日	1974 年 2 月 4 日	
主な実施事業	※別添1（別々に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) ういずりびんぐへいあんかめいの				
	ウィズリビングへいあん亀井野				
所在地	〒	252	-	0813	
	神奈川県藤沢市亀井野3286				
所在地 (建物名等)					
市区町村コード	都道府県	神奈川県		市区町村	142051 藤沢市
主な利用交通手段	最寄駅		小田急江ノ島線 善行 駅		
	交通手段と所要時間		最寄り駅から徒歩12分、自動車5分		
連絡先	電話番号	0466	-	90	- 0180
	FAX番号	0466	-	90	- 0183
	メールアドレス	yoshiki_tsuruwaka @ heian-group.co.jp			
	ホームページ有無	1 有			
	ホームページアドレス	"https://		heian-hc.jp/homecare/	
管理者	氏名	鶴若 義樹			
	職名	マネージャー			
建物の竣工日		2006	年	8	月 1 日
有料老人ホーム事業の開始日		2018	年	12	月 26 日

(類型) 【表示事項】

類型				
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号			
	指定した自治体名			
	事業所の指定日	年	月	日
	指定の更新日 (直近)	年	月	日

3 建物概要

土地	敷地面積	2,018.79	m ²			
	所有関係	2 事業者が賃借する土地				
		2 事業者が賃借する土地の場合				
		賃貸の種別	1 普通賃借			
		抵当権の有無	1 あり			
		契約期間	1 あり			
			開始			
			2006	年	8	月
終了						
2026	年	7	月	31	日	
契約の自動更新	2 なし					
建物	延床面積	全体	1,757.16	m ²		
		うち、老人ホーム部分	1,107	m ²		
	耐火構造	1 耐火建築物				
		3 その他の場合				
	構造	2 鉄骨造				
4 その他の場合						

所有関係	2 事業者が賃借する建物							
	2 事業者が賃借する建物の場合							
	賃貸の種別		1 普通貸借					
	抵当権の有無		1 あり					
	契約期間		1 あり					
			開始					
			2006	年	8	月	1	日
			終了					
	2026	年	7	月	31	日		
	契約の自動更新		2 なし					
居室の状況	居室区分【表示事項】							
	1 全室個室（縁故者個室含む）							
	2 相部屋ありの場合							
	最少		1		人部屋			
	最大		2		人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分		
	タイプ1	1 有	2 無	24.84 m ²	26	1 一般居室個室		
	タイプ2	1 有	2 無	37.26 m ²	2	1 一般居室個室		
	タイプ3			m ²				
	タイプ4			m ²				
	タイプ5			m ²				
タイプ6			m ²					
タイプ7			m ²					
タイプ8			m ²					
タイプ9			m ²					
タイプ10			m ²					

共用施設	共用便所における便房	2	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0	ヶ所
				うち車椅子等の対応が可能な便房	2	ヶ所
	共用浴室	2	ヶ所	個室	1	ヶ所
				大浴場	1	ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	0	ヶ所	チェアー浴	0	ヶ所
				リフト浴	0	ヶ所
				ストレッチャー浴	0	ヶ所
				その他	0	ヶ所
	食堂	1	あり			
	入居者や家族が利用できる調理設備	2	なし			
エレベーター	2	あり（ストレッチャー対応）				
消防用設備等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	2	なし			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装置等	居室	1	全ての居室あり			
	便所	1	全ての便所あり			
	浴室	3	なし			
	その他		浴室 個室・大浴ともに、脱衣所から事務所への遠隔簡易ベル受信機設置			
		1	あり			
その他						

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	「お客様を第一とし、社業の永続的发展に努め、生活産業を通じて社会に貢献します」という経営理念のもと、法令順守はもとより、公正さと倫理観に基づいて、誠実かつ責任をもって行動して参ります。
サービスの提供内容に関する特色	安心して住み続けられることと、出来るだけ自由に生活できるような運営を心がけています。
入浴、排せつ又は食事の介護	3 なし
食事の提供	1 自ら実施
洗濯・掃除等の家事の供与	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容)

※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	個別機能訓練加算		
	夜間看護体制加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	医療機関連携加算		
	口腔衛生管理体制加算		
	栄養スクリーニング加算		
	退院・退所時連携加算		
	看取り介護加算		
	認知症専門ケア加算	(I)	
		(II)	
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	
(I)ロ			
(II)			
	(III)		

	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
		(Ⅳ)	
		(Ⅴ)	
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 ありの場合		
	(介護・看護職員の配置率)		: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="checkbox"/>	救急車の手配	
	<input type="checkbox"/>	入退院の付き添い	
	<input type="checkbox"/>	通院介助	
		その他	
1	名称	湘南第一病院	
	住所	神奈川県藤沢市湘南台1-19-7	
	診療科目	内科、消化器内科、整形外科、皮膚科	
	協力科目	診療科目と同様	
	協力内容	急変時対応の他、体調や病状に応じて施設専門外来での対応、また専門的かつ高度な検査や治療が必要とされる場合は、地域の中核病院など適切な診療に速やかに繋いで頂くをお願いしております。	

協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
	3	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関	1	名称	
		住所	
		協力内容	
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合)

※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		一時介護室へ移る場合	
		介護居室へ移る場合	
		その他	
判断基準の内容			
手続きの内容			
追加的費用の有無			
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無			
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		
	便所の変更		
	浴室の変更		
	洗面所の変更		
	台所の変更		
	その他の変更	1 ありの場合	
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1	あり
	要支援の者	1	あり
	要介護の者	1	あり
留意事項			
契約解除の内容	<p>建物賃貸借契約（乙からの解約） 第13条 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から30日分の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金（本契約の解約後の賃料相当額及び状況把握・生活相談サービス料金相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。</p>		
事業主体から解約を求める 場合	解約条項	<p>建物賃貸借契約（契約の解除） 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。 一 第4条第1項に規定する賃料支払を2ヶ月分以上怠ったとき。二 第5条第2項に規定する共益費支払を2ヶ月分以上怠ったとき。三 第6条第2項に規定する水道光熱費を2ヶ月分以上怠ったとき。四 第8条第3項に規定する状況把握・生活相談サービス料金を2ヶ月分以上怠ったとき。五 前条第1項後段に規定する費用負担義務を怠ったとき。六 乙が賃料等の支払いをしばしば遅延することにより、信頼関係を維持することが困難であると甲が判断したとき。七 乙又は同居人の行為が本件建物内の共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。八 乙がこの契約を維持することが著しく困難となる信頼関係を破壊する行為があったとき。 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。 一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務二 第10条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第六号から第九号までに掲げる行為に係るものを除く。）三 その他本契約書に規定する乙の義務 3 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したときは、本契約を解除することができる。 4 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 一 第9条各号の確約に反する事実が判明した場合二 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合 5 甲は、乙が別表第1第六号から第九号までに掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 6 乙が日常生活動作（ADL）の低下により要介護度3以上の認定を受けた場合、または認知症の症状の悪化により、日常生活に支障をきたすような行動や意思疎通困難となった場合には、甲の求めにより本契約は解除できるものとします。日常生活に支障を来たす認知症の症状の目安としては、介護保険要介護認定調査における評価判定において、認知症老人の日常生活自立度判定基準Ⅱaとします。具体的には、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまで出来た事にミスが目立つ等（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知より）を超える判定となった場合を指します。この場合、甲は速やかに乙又は家族あるいは指定された人に、その旨を通知するものとします。また、その際退去後の転居先については甲は乙と協議の上、紹介等を行うものとします。</p>	
	解約予告期間		ヶ月
入居者からの解約予告期間	1		ヶ月
体験入居の内容	1	あり	
	1	ありの場合	
	(内容)	期間 1泊2日 費用 食事代の実費	
入居定員	30		人
その他			

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		
生活相談員	7		7	
直接処遇職員				
介護職員				
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員	4	1	3	
事務員				
その他職員	9		9	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	5	1	4
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者	6		6
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(17 時 0 分 ~ 9 時 0 分)		
	平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員		人	人
介護職員	1	人	1 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1
※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり								
	業務に係る 資格等	1 あり									
		1 ありの場合									
		資格等の名称	介護福祉士								
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数							2				
前年度1年間の退職者数							2				
応業務に 従事した 職員の 経験年数 に 人数	1年未満										
	1年以上 3年未満						3				
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満							2			
	10年以上							2			
従業者の健康診断の実施状況		1 あり									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		2 建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】		3 月払い方式
		4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択
		全額前払い方式
		一部前払い・一部月払い方式
年齢に応じた金額設定		2 なし
要介護状態に応じた金額設定		2 なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		2 日割り計算で減額
		3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合
		不在期間が 日以上
利用料金の改定	条件	建物賃貸借契約 (賃料) 第4条 (共益費) 第5条 (水道光熱費) 第6条 (状況把握・生活相談サービスの内容、料金等) 第8条 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となったとき、維持管理費の増減により共益費や水道光熱費が不相当となったとき、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により状況把握・生活相談サービス料金が不相当となったときなどの場合。
	手続き	協議の上、手続き

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	単身	世帯	
	年齢	歳	歳	
居室の状況	床面積	24.84 m ²	37.26 m ²	
	便所	1 有	1 有	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	1 有	1 有	
入居時点で必要な費用	前払金	円	円	
	敷金	156,000 円	230,000 円	
月額費用の合計		180,452 円	299,405 円	
家賃		78,000 円	115,000 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	円	円	
	介護保険外※2	食費	40,500 円	81,000 円
		管理費	46,952 円	80,905 円
		介護費用	円	円
		光熱水費	15,000 円	22,500 円
その他	円	円		

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	賃借料年間費用21,600,000円÷12か月÷23室(年間平均の見込み) =78,260円
敷金	家賃の2ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	

管理費	年間費用（修繕費715,000円、保守料1,380,000円、人件費11,800,000円）÷12か月÷23室（年間平均の見込み）=50,344円
食費	昼食617円/食（税抜572円/食） 夕食733円/食（税抜667円/食） 世間相場 572円+消費税8%=617円 667円+消費税10%=733円 617円 +733円×30日=40,500円
光熱水費	水光熱費4,200,000円÷12か月÷23室=15,217円 共用部の水光熱費は管理費に含む。 居室部分の電気料金については、戸別メーターにより使用量を計測し実費負担とする。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間 (償却年月数)		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合	
	名称	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	10	人
	女性	9	人
年齢別	65歳未満		人
	65歳以上75歳未満		人
	75歳以上85歳未満	4	人
	85歳以上	15	人
要介護度別	自立	9	人
	要支援 1	1	人
	要支援 2	2	人
	要介護 1	2	人
	要介護 2	4	人
	要介護 3		人
	要介護 4	1	人
	要介護 5		人
入居期間別	6ヶ月未満	2	人
	6ヶ月以上1年未満	3	人
	1年以上5年未満	6	人
	5年以上10年未満	1	人
	10年以上15年未満	6	人
	15年以上	1	人

(入居者の属性)

平均年齢	88.2	歳
入居者数の合計	19	人
入居率※	63.3	%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等		人
	社会福祉施設	1	人
	医療機関	1	人
	死亡		人
	その他		人
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	2	人
		(解約事由の例) ADL低下 精神疾患治療	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1										
窓口の名称		【事業所苦情対応担当】 ウィズリビングへいあん亀井野								
電話番号		0466	-	90	-	0180				
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	40	分
	土曜	9	時	0	分	～	17	時	40	分
	日曜・祝日	9	時	0	分	～	17	時	40	分
定休日		なし								

窓口2											
窓口の名称			【運営法人】 株式会社へいあん								
電話番号			0463	-	35	-	6578				
対応している時間	平日		9	時	0	分	～	17	時	40	分
	土曜		9	時	0	分	～	17	時	40	分
	日曜・祝日		9	時	0	分	～	17	時	40	分
定休日			1月1日、1月2日								
窓口3											
窓口の名称			【行政機関】 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課								
電話番号			045	-	210	-	1111				
対応している時間	平日		8	時	30	分	～	17	時	15	分
	土曜			時		分	～		時		分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日			土日祝日、休日及び12月29日から1月3日								
窓口4											
窓口の名称											
電話番号											
対応している時間	平日			時		分	～		時		分
	土曜			時		分	～		時		分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日											
窓口5											
窓口の名称											
電話番号											
対応している時間	平日			時		分	～		時		分
	土曜			時		分	～		時		分
	日曜・祝日			時		分	～		時		分
定休日											

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	あいおいニッセイ同和損保による賠償責任保険
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 ありの場合	
	その内容	
	1 あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	実施日	2023/1/1
	結果の開示	1 あり
第三者による評価の実施状況	2 なし	
	1 ありの場合	
	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	2 入居希望者に交付
管理規程	2 入居希望者に交付
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	3 公開していない

10 その他

運営懇談会	1 あり	
	1 ありの場合	
	(開催頻度) 年 12 回	
	2 なしの場合	
	1 代替措置あり	1 代替措置ありの場合
	(内容)	毎月開催する茶話会を利用し意見収集
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり	
	1 ありの場合	
	提携ホーム名	グループホーム「へいあん善行」 グループホーム「へいあん片瀬鶴沼」
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	2 なし	
	1 ありの場合	
	合致しない事項がある場合の内容	
	「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		

	不適合事項がある場合の内容	
--	---------------	--

別添 1

事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
＜居宅サービス＞					
訪問介護	1 有	へいあんホームケア 藤沢	神奈川県藤沢市亀井野3286	○	
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護	1 有	へいあん亀井野デイ サービスセンター	神奈川県藤沢市亀井野3286	○	
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
特定施設入居者生活介護					
福祉用具貸与					
特定福祉用具販売					
＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					

地域密着型通所介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
居宅介護支援	1 有	へいあんホームケア 藤沢	神奈川県藤沢市亀井野3286	○	
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設入居者生活介護					

介護予防福祉用具貸与					
特定介護予防福祉用具販売					
＜地域密着型介護予防サービス＞					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護予防支援					
＜介護保険施設＞					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護療養型医療施設					
介護医療院					
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞					
訪問型サービス	1 有	へいあんホームケア 藤沢	神奈川県藤沢市亀井野3286	○	
通所型サービス	1 有	へいあん亀井野デイ サービスセンター	神奈川県藤沢市亀井野3286	○	
その他生活支援サービス					

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無							2 なし
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料金で、実施するサービス(利用者が全額負担)	個別の利用料金で、実施するサービス			備 考	
			包含※2	都度※2	料金※3		
介護サービス							
食事介助	2 なし	2 なし					
排泄介助・おむつ交換	2 なし	2 なし					
おむつ代		2 なし					
入浴（一般浴）介助・清拭	2 なし	2 なし					
特浴介助	2 なし	2 なし					
身辺介助（移動・着替え等）	2 なし	2 なし					
機能訓練	2 なし	2 なし					
通院介助	2 なし	2 なし					
生活サービス							
居室清掃	2 なし	2 なし					
リネン交換	2 なし	2 なし					
日常の洗濯	2 なし	2 なし					
居室配膳・下膳	2 なし	1 あり	○			食事代に含む	
入居者の嗜好に応じた特別な食事		2 なし					
おやつ		2 なし					
理美容師による理美容サービス		2 なし					
買い物代行	2 なし	2 なし					
役所手続き代行	2 なし	2 なし					
金銭・貯金管理		2 なし					
健康管理サービス							
定期健康診断		2 なし					
健康相談	2 なし	1 あり	○			状況把握・生活相談サービスに含む	
生活指導・栄養指導	2 なし	2 なし					
服薬支援	2 なし	2 なし					
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	2 なし	2 なし					

入退院時・入院中のサービス						
入退院時の同行	2	なし	2	なし		
入院中の洗濯物交換・買い物	2	なし	2	なし		
入院中の見舞い訪問	2	なし	2	なし		

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。